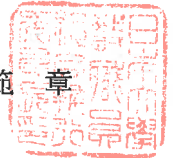


2019 年 12 月 15 日

## 日本大学教職員組合声明

日本大学教職員組合

執行委員長 後 藤 範 章



2018 年 5 月 6 日、関西学院大学チームとの定期戦試合中に本学アメリカンフットボール部員によってなされた「危険タックル」に対して、東京地方検察庁は 2019 年 11 月 15 日、本学学生である当該選手にあっては被害者との示談が成立していることなどから起訴猶予を、また当該選手にその指示を出したとして刑事告訴されていた当時の内田正人監督・常務理事らに関しては嫌疑不十分を理由に不起訴を、それぞれ発表しました。

「加害者」となってしまった選手に対する措置は、事件後に当該学生の示した誠意が認められたがゆえと解され、私たちとしてもこれを心より歓迎するとともに、二度とこのような事態を起こすことのないよう、日本大学の教職員としてあらためて銘肝する次第です。

ただし、内田元監督らに関して東京地検の下した決定から言いうるのは、当日試合にあたって「危険タックル」を行うよう元監督らから選手に指示があったと明確には立証できない、というまでにすぎません。つまり、「指示があった」という当該選手の証言、そして第三者委員会の調査結果そのものが覆されたわけではありません。そしてそれ以前に、もし仮に明確な指示が存しなかったとしても、選手がそのように受け取らざるをえない状況を学内でも要職を務める内田元監督の「暴力体質」がつくり出していた旨、「日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に関する第三者委員会」による「中間報告書」では断定されています。それにもかかわらず大学法人は、懲戒解雇の無効を求めた内田元常務理事が起こした訴訟において、12 月 9 日付で同元常務理事の懲戒解雇を撤回し同職員を「退職」措置とする旨の「和解」の「成立」を発表しています。

日本大学理事長ならびに理事会は、第三者委員会から「中間報告書」「最終報告書」の 2 通を受け取り、そこで明言されている内田元監督のアメリカンフットボール部内での「暴力」、ならびに、井ノ口忠男元理事によるアメフト部員に対する「口封じ」について、調査結果を全面的に受け容れています。本来ならばこれを承けて事実関係をあらためて詳細に調査し、こうした土壌をつくりだした組織の悪弊を徹底的に切開することこそが、日本大学が暴力や虚偽を断じて許容しない教育機関であるという社会に向けた態度表明となりえたはずでした。しかし残念ながら理事長・理事会は意図的な不作為により、日本大学の社会的信用を回復させる努力をいまだに怠っているにとどまらず、日本大学の抱える負の側面を糊塗しようとしているのが現状です。

日本大学教職員組合は事柄を曖昧にしたままでの今回の事件の「幕引き」をけっして許すことなく、今後とも日本大学の「正常化」に向けて声を挙げてゆく所存です。